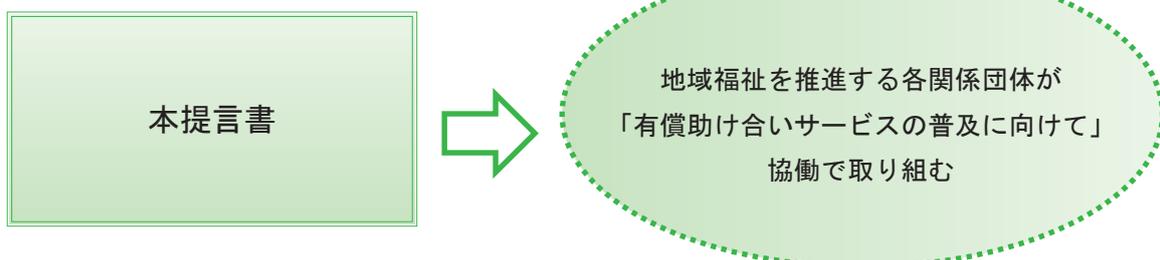


山口県における地域福祉推進に向けた協働実践の提言 — 有償助け合いサービスの普及に向けて —

《平成29年3月》

◆提言にあたって（提言書の趣旨）

- ・本提言は、山口県社会福祉協議会に設置した「山口県地域福祉推進委員会（地域福祉課題提言部会）にて作成したものです。
- ・「山口県地域福祉推進委員会」は、地域福祉を推進する各種関係団体からの委員で構成し、山口県の地域福祉の推進に向けて調査研究を行い、その課題解決方策を明らかにするための研究協議を行っています。
- ・本提言書は、山口県における地域福祉の推進のため、山口県地域福祉推進委員会にて検討した事項を、広く周知することを目的に作成しました。
- ・提言内容については、社会福祉協議会以外の各種関係団体において期待される取組も記載し、各種関係団体と連携した協働実践をめざしたものにしています。
- ・地域福祉の推進に向けては、様々な課題があり、多様な視点からの取組が必要とされています。本提言書では、こうした様々な課題の中でも、とりわけ重点的に取り組むべきテーマについて研究協議をし、平成28年度の提言（取組方針）としてまとめました。
- ・平成28年度のテーマは「有償助け合いサービスの普及に向けて」です。このテーマをもとに、山口県の地域福祉の推進に向け、各種団体との協働実践が広がる一助となるよう、関係者の御理解と御協力をお願いします。



山口県地域福祉推進委員会・地域福祉課題提言部会
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

《 目 次 》

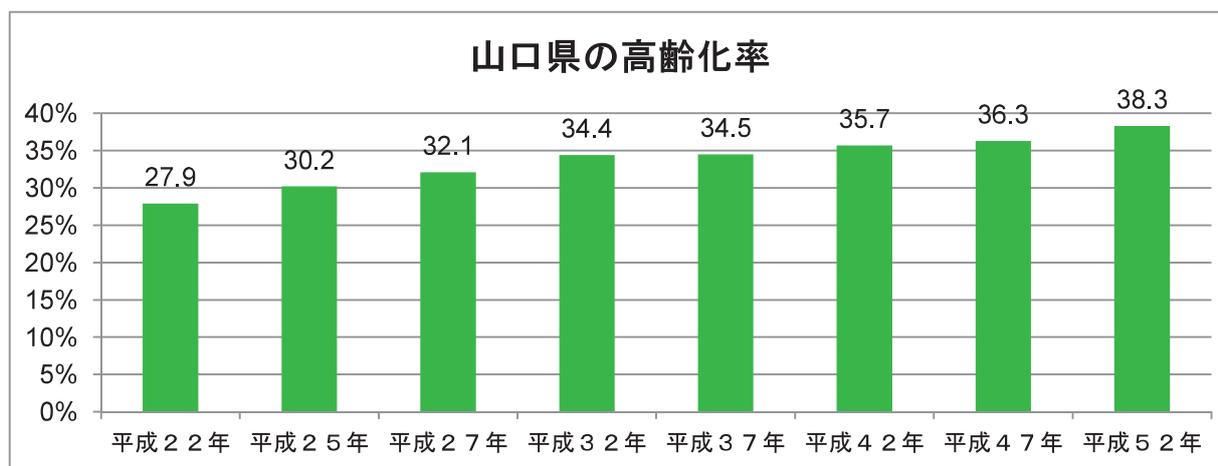
1	はじめに	1
	(1) 地域社会の現状と課題	
	(2) 地域に期待されること	
	(3) 有償助け合いサービスの現状	
	(4) これからの有償助け合いサービスに期待されること	
2	提言がめざす「有償助け合いサービス」の普及に向けた方針	9
3	小地域における有償助け合いサービスの普及をすすめていくための提言 ...	10
	(1) 地域住民のニーズを活動につなげる。	
	(2) サービス立ち上げのため仕組みづくりを支援する。	
	(3) 継続した活動が実施できるような支援を行う。	
	(4) まとめ	
4	参考資料	18
	・ 提言書の作成経過	

1 はじめに

(1) 地域社会の現状と課題

① 高齢者世帯の増加

山口県は、平成12年の国勢調査以降、いわゆる「超高齢社会」（65歳以上人口が21%超）に突入している。平成22年に65歳以上人口の割合が28%となったが、とりわけ75歳以上の後期高齢者の割合の伸びも著しく、65歳以上のほぼ2人に1人は後期高齢者となっている。今後もこの傾向は続き、平成52年には高齢化率は38.3%に達すると推計されている。

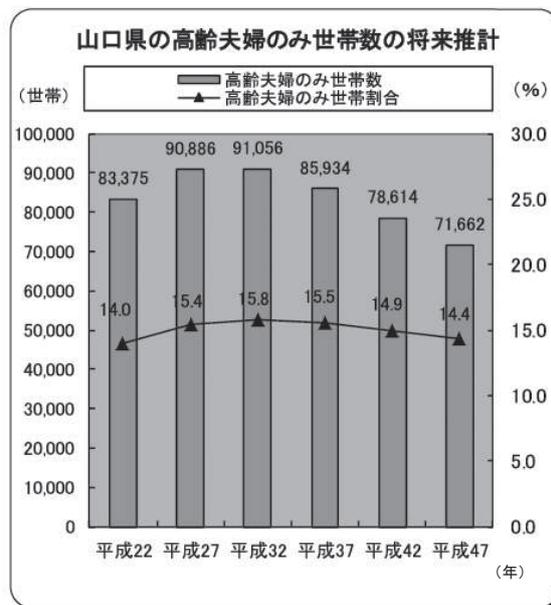
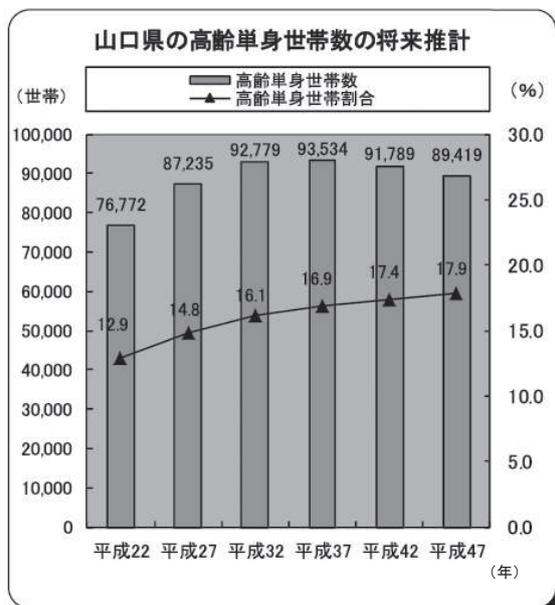


(出典：平成26年度山口県における地域福祉推進に向けた協働実践の提言)

高齢者単身世帯数は、平成27年の約8万7千世帯から10年後の平成37年には、約9万3千世帯と増加が見込まれている。

また、高齢夫婦のみの世帯も平成32年の約9万1千世帯をピークに減少は予想されているが、それでも高齢夫婦のみの世帯割合は大きく変わらない予想となっている。

これは全国でも有数の状態であり、今後もこうした状況が続くことが予測される。



(注) 高齢者単身世帯・高齢夫婦のみ世帯：世帯主の年齢が65歳以上の世帯。

(出典：第5次やまぐち高齢者プラン)

②認知症高齢者の増加

高齢化の進行によって、認知症高齢者も増加すると予測されている。

山口県においても、平成37年には、約9万人、65歳以上の方の約5人に1人が認知症になると言われている。

それに伴い、介護保険のサービスを利用しながら暮らす独居の認知症高齢者も今後増加していくと見込まれ、認知症高齢者を地域でどのように支えていくのかも考えていく必要がある。

【認知症の人の将来推計】

区 分		平成24年	平成27年	平成32年	平成37年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計	山口県	6.3万人	7.1万人	8.0万人	8.6万人
	全 国	462万人	517万人	602万人	675万人
	有病率	15.0%	15.7%	17.2%	19.0%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計	山口県	6.3万人	7.2万人	8.3万人	9.3万人
	全 国	462万人	525万人	631万人	730万人
	有病率	15.0%	16.0%	18.0%	20.6%

(注) 1) 山口県：平成24年については「人口推計」（総務省）、平成27年以降については「日本の都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」の65歳以上人口数に有病率を乗じたもの。

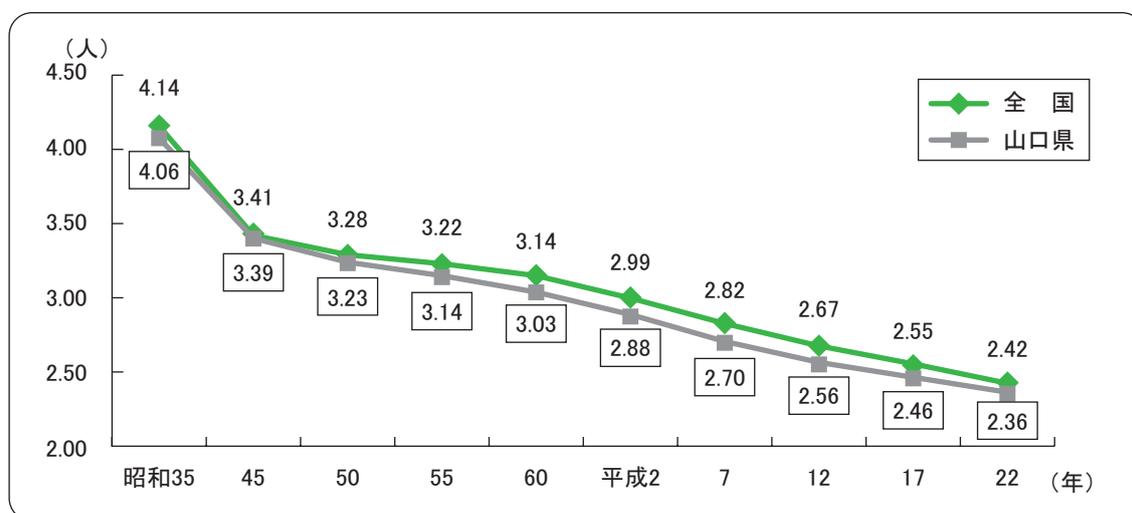
2) 全国、有病率：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）による速報値（平成27年1月）。

(出典：第5次やまぐち高齢者プラン)

③少子化等による世帯構成人数の減少

全国と同様山口県でも、1世帯当たりの平均人員が減少を続けており、世帯規模が縮小してきている。

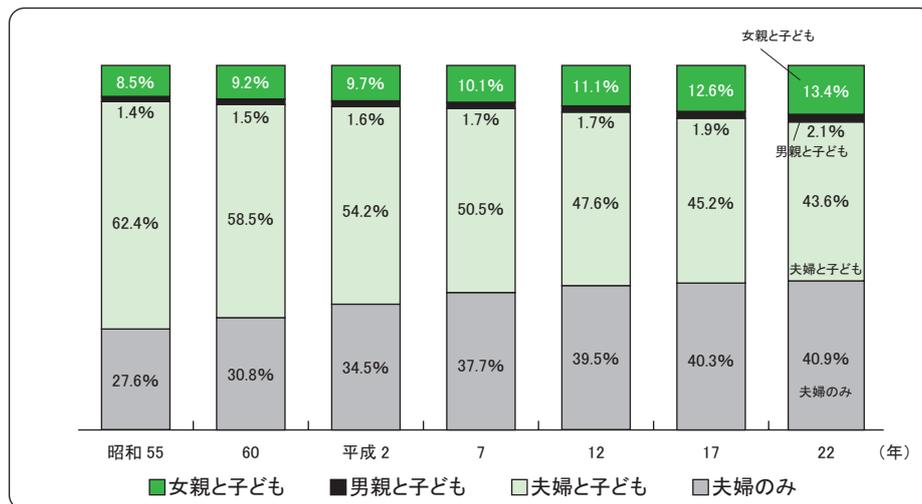
1世帯当たりの平均人員の推移



資料：総務省「国勢調査」

また、核家族化の進行に伴い、家族形態も以前は夫婦と子どものみの世帯の占める割合が大きかったが、現在では、夫婦のみの世帯も増加しており、家族形態も多様化してきている。また、女性の社会進出等も進んでいる中で、女性も男性も仕事と家庭の両立を行っており、従来家族で役割分担をして行っていた様々な機能を少ない人数の中で担わなければならなくなった。加えて、子育てと家族の介護に同時に直面する「ダブルケア」などの世帯も増えている。

山口県における核家族に占める各世帯の割合の推移



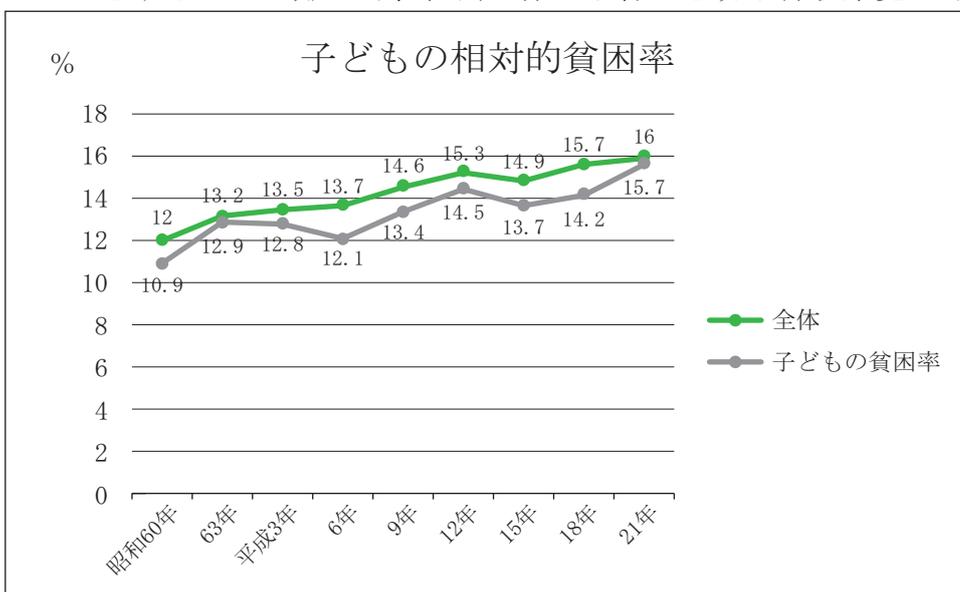
資料：総務省「国勢調査」

④子どもの貧困問題

子どもの貧困とは、等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在及び生活状況を言い、一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている子どもたちがどれだけいるのかということを示している。

子どもの相対的貧困率は、1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成21年には15.7%となっている。

子どもの貧困については、親も不安や負担を抱えやすい現状があり、家庭内で解決をすることが難しく、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要である。



相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
※平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

厚生労働省「国民生活基礎調査」を参考に作成

(2) 地域に期待されること

少子高齢化による高齢者世帯の増加や認知症高齢者の増加、核家族化の進行、家族形態の多様化、子どもの貧困等により、地域住民の生活課題も多様化してきている。

それに伴い様々な制度が充実してきているが、公的制度に基づく福祉サービスや支援だけでは対応できない、又公的な福祉サービスで対応すべきかどうかの判断が分かれるような福祉課題・生活課題も多くある。

例えば、一人暮らし高齢者や障がい者等のごみ出し、電球の交換といった軽易な手助けで行えるような作業、あるいは病院や墓参りの付き添い等である。

「向こう三軒両隣」という言葉があるように、かつては、家庭や親族内で解決することが難しい場合、そうした課題は、隣近所の助け合いなどで対応されてきた。そのため、それを困りごととして捉える人は多くはなかったが、世帯規模が縮小したり、近隣との関係も希薄化してきている現代においては、そうした課題が顕在化し、強く認識されるようになってきた。

こうした生活課題は、誰もが遭遇する可能性のある課題であることから、これらの課題を自らの問題であると認識し、住民同士で共有して解決に向かう仕組みを作っていくことが必要なこととなる。

また、平成27年度より第2のセーフティネットの拡充として生活困窮者自立支援制度がはじまっており、そこでは、制度の狭間にいる人等の社会的孤立の防止や地域の課題に対応していくための地域づくりが目指されている。

さらに、同年4月に改正された介護保険制度でも、介護予防・生活支援サービスの拡充を図ることが盛り込まれている。そこでは、住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるように、住民等の多様な主体の参画により、生活支援サービスの充実や高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりが求められている。

厚生労働省においても「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、福祉は与えるもの、与えられるもの、「支え手側」や「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を求めている。

現在、地域では「お互い様の助け合い活動」やボランティアとして、様々な人が無償で活動しているが、無償であることから「頼みにくい」等の声や担い手の不足等も課題として挙がっている。

そうしたことから、住民自らが地域づくりに関わる住民が参加する地域での助け合い活動の一つとしての有償助け合いサービスへの期待が高まっている。

(3) 有償助け合いサービスの現状

①有償助け合いサービスとは

有償助け合いサービスは、全国的には「住民参加型在宅福祉サービス」の名称が用いられ、1980年代の高齢化を目前とした大都市圏郊外部において誕生した新しいタイプの助け合い活動である。高齢化に伴い急激に増加していく高齢者とその介護問題に解決策をみつけるために在宅福祉サービスの普及が進められ、その新たな担い手としてボランティアが着目された。そうした状況の中で、有償・有料という形でお金を介在させることで、利用者と担い手の間に適切な関係を生むという考えかたのもと発展してきた経緯がある。

山口県においても、全国の動きとほぼ同時期の昭和57年に秋穂町において有償介護人グループ「ほほえみグループ」が取組をはじめている。昭和55年頃に一般世帯から有料による介護人の訪問希望が出たことがきっかけで、社会福祉協議会の呼びかけにより、昭和57年に最初は、父子世帯を中心に要援護高齢者世帯（寝たきり、独居等）への訪問活動から始まった。後に、庭木の剪定依頼等も受け、担い手である大工、左官などの協力を得て、家屋の修繕サービスも取り入れており、1時間500円で作業内容に関わらず同一金額でのサービス提供を行っていた。

なお、住民参加型在宅福祉サービスについては、以下のように定義されている。

■住民参加型在宅福祉サービスとは

住民参加型在宅福祉サービスは、自分たちの住むまちを自分たちの手で住み続けられるようにしたいという思いを形にした住民自身による地域福祉活動です。

サービスを利用する人も提供する人も、同じ地域に住む住民同士。“みんなで助け合っていこう”という趣旨で行われています。またそうした活動をしていくことで、ふだんは気づきにくい、あるいは薄れてしまったかのように見える地域の力を掘り起し、暮らしと地域を拓いていくことにそのミッション(組織の目的)があります。何よりも参加している人々のいきがいやハリのある生活につながっています。

出典 住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会

本提言における有償助け合いサービスについては、以下のように考える。

■本提言における有償(※)助け合いサービス

地域において、「生活上のちょっとした困りごと」を抱える手助けを必要としている人と手伝うことが可能である人が、利用料を仲立ちとして対応していく活動である。

サービスの対象は、「生活上のちょっとした困りごと」を抱える手助けを必要としている人で、地域住民全てを対象とする。

※本サービスにおける「有償」とは、

サービスを利用するための利用料であり、「お互いさま」の関係の中で行われている無償の活動を継続していくためのものである。したがって、「労働の対価」ではない。

また、利用料を介在させることで、以下のような効果を期待する。

サービスの受け手

- ・利用料が団体の運営に活用されることもあるため、「サービスを利用する人」にとどまらずサービスを支えることにもつながる。
- ・サービスを利用する遠慮が軽くなり抵抗感なくサービスを利用できる。

サービスの担い手

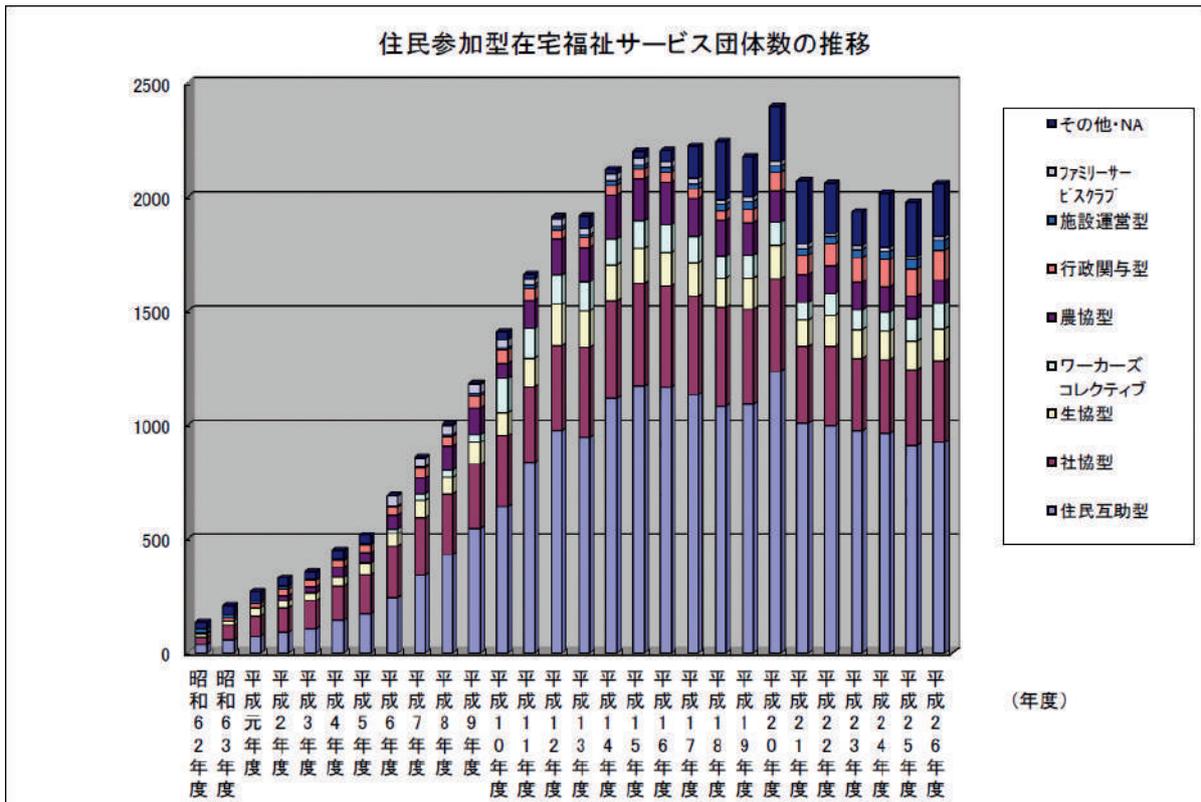
- ・サービスを提供することのやりがいや生きがいを感じることができる。
- ・サービスに必要なちょっとした道具が揃えられる。
- ・活動が続けやすくなる。

有償助け合いサービスについては、昭和62年に全国社会福祉協議会の調査研究において、これからの時代の活動を担う新しい福祉の形として位置づけられ、平成26年度時点では2,000を超える団体が活動をしている。

また、平成12年度から平成13年度にかけて、伸び率が低下しているのは、介護保険制度が創設されたことが大きい。それ以前は、不安定な財政基盤の下で運営がされている団体もあったが、基準を達成することで介護保険制度における「サービス事業者」としての指定を受けることができるようになったことから、運営の財政的な安定化を図るために、「サービス事業者」となった団体が多くあったことも影響していると思われる。

しかしながら、当然、介護保険の給付対象とならない人にはサービスを提供することができないことから、介護保険では担うことのできない隙間のサービスに対応するものとして、必要性が再認識された。

また、運営形態が「住民互助型」の活動団体数は他の運営形態に比べ、年度よっての増減がある。新たに活動を始める団体もあれば、一方でサービスを立ち上げた後に、何らかの理由で活動が継続できなくなり、辞めざるを得なくなった団体もあることが推測できる。サービスを継続させていくことが、地域の課題解決のために必要な場合もある。そうした、サービスが必要とされながら、継続した活動を行うことが難しい団体については、何らかのサポートが必要である。



(出典) 全国社会福祉協議会 住民参加型在宅福祉サービス団体の組織類型別の推移 (平成27年3月)

②山口県における有償助け合いサービスの現状

平成28年度に山口県社協が実施した「地域福祉活動実態調査」における山口県内の有償助け合いサービスの状況としては、以下の通りである。

- ・現在14市町において住民参加型在宅福祉サービスが実施されている。
- ・実施エリアとしては、旧市町村（合併前の旧市町村）エリアが多いが、一方で小地域単位で実施をしているところもある。
- ・実施主体としては、市町社会福祉協議会が多い。
- ・高齢者の利用が全体の60%以上を占めている。
- ・提供サービス内容は、「家事援助に関するサービス」が多数を占める。

※「地域福祉活動実態調査」では県内の市町社協にサービスの実施状況を聞いているため、市町社協では把握できていないが、その他にもサービスを実施している団体や地域もあると思われる。

（４）これからの有償助け合いサービスに期待されること

介護保険制度改正における地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援制度等の国の施策においては、介護や貧困といった問題を公的な福祉サービスだけで支援するのではなく、公的な福祉サービスだけでは対応できない、制度の狭間にいる人の支援について、住民主体による助け合いや多様な主体によるネットワークを形成することが目指されている。

有償助け合いサービスの特徴として、公的サービスの多くは、個への一方的な支援であるのに対し、有償助け合いサービスは個でありながらも、そこに住む住民同士の支え合いや地域の福祉課題の解決等、サービスを直接利用する住民以外の住民に対しても、何らかの行動を促す（態度の変容等）活動に結びつくことがある。

また、このサービスは、設立当初より「自分たちの住むまちを自分たちの手で住み続けられるようにしたい」という思いを実現するために、住民同士の助け合いを基本として行っており、これまで地域の課題に対して柔軟に対応してきた事例が多くある。

そうしたことから、お互い様の助け合いの延長で出来る範囲として、日常生活圏域での地域づくりの一つとして、活躍が期待されている。

2 提言がめざす「有償助け合いサービス」の普及に向けた方針

小地域（自治会・町内会単位等）における有償助け合いサービスの普及をすすめていく

小地域ですすめていくメリット

小地域で実施することにはいくつかのメリットがある。

①担い手も受け手も顔なじみの関係。

このサービスは主に、日常生活上の困りごとに対応していくため、個人宅に入っ
ての活動となる。そのため見ず知らずの人よりは、担い手、受け手が互いに地域の
知っている人（顔なじみの関係）の方が安心感を得られるという利点がある。

また、個人宅での作業の場合、利用者との間でトラブル（詐欺や窃盗）がおこる
ことも懸念されるが、担い手が地域の身元のはっきりしている人であれば、それも
安心感につながる。

②受け手のニーズ把握がしやすい。

知らない人であれば、その人の情報は、伝え聞いたことや紙面からのニーズ把握
が限界であるが、受け手が地域の人の場合、どのような人なのか事前に少なからず
知っている情報もあり、情報が把握しやすくなる。また、知っている、関係性が
出来ているからこそ、その人のニーズを汲み取りやすいという面もある。

③個々のニーズに柔軟に対応出来る。

自分達の地域は、そこで暮らす住民が一番知っていることであり、自分達の思い
や願いを直にサービスに反映することができたり、地域住民のニーズの変化等に柔
軟に対応することができる。

④お互い様の関係の延長で出来る。

「お互い様の関係」で成り立つことから、地域住民、特に高齢者も参加しやすく
高齢者の社会参加につながる。昔からの近所付き合いの延長で、近所の困っている
人達のお手伝いをするということであれば、地域に出ていくこと、また活動するこ
とに対して、そこまでハードルが高くないことが予測される。

⑤地域の繋がりへの再構築となる。

小地域での実施は住民達がお互いを気に掛けることとなり、今地域での孤立を防
ぐために必要性が強く言われている「見守り活動」にも自然とつながっていく。そ
れは同時に地域の繋がりへの再構築にもなる。

3 小地域における有償助け合いサービスの普及をすすめていくための提言

現在、無償の助け合い活動を実施しているところもある一方で、地域社会において人間関係の希薄化や高齢化によるボランティアや担い手の不足、無償であるからこそ生じる頼みづらい、遠慮してしまう等により、住民の困りごとを以前のように「お互い様の関係」だけで解決することが難しい地域も多くあると予測される。

そうした中で、無償の助け合いで生じることのある「頼みにくい」「気が引ける」等の気持ちを軽減させ、継続的に活動を続けていくための仕組みや地域づくりにつながる仕組みとして有償助け合いサービスが注目されていると同時に今後、小地域における助け合い活動の延長として、また新たな助け合い活動としてサービスの普及をすすめていくことが期待される。

そして、その推進主体としては、市町社協に期待される役割が大きい。

なぜなら、有償助け合いサービスは、自分たちの住むまちを自分たちの手で住み続けられるようにしたいという思いを形にした住民自身による地域福祉活動であり、社協活動を「地域住民の生活上の課題を住民自身の主体的な参加によって解決していく」という点で捉えれば、有償助け合いサービスサービスの活動は、社協が目指している活動そのものといえるからである。

そこで、今回の提言では、「小地域における有償助け合いサービスの普及」をすすめていくために市町社協に期待されることを主に記載をしている。加えて、地域の活動者や活動団体に期待できることについても示している。

小地域における有償助け合いサービスの普及をすすめていく上で、次の3点を市町社協の具体的な取組として掲げる。

- (1) 地域住民のニーズを活動につなげる。
- (2) サービス立ち上げのため仕組みづくりを支援する。
- (3) 継続した活動が実施できるような支援を行う。

(1) 地域住民のニーズを活動につなげる。

有償助け合いサービスの特徴の一つとして、「その地域のニーズ」に即した独自のサービス展開がある。つまり、ニーズありきでサービスありきの活動ではない。

そのためには、自分達の暮らしている地域の課題が何であるかを認識し、活動につなげていくことが必要である。

そのための取組として地域の課題や住民のニーズを把握するために、アウトリーチの視点を常に持ち、住民ニーズや地域課題を受け止めるだけでなく、そこで得られたニーズや課題を活動に繋げていく。

また、介護保険事業等を実施しているところは、地域住民と直接関わることもあるため、サービス提供のみにとどまらず、日々の業務の中でもしっかりとニーズ把握をし、地域福祉関係部所と情報共有、連携を取りながら、必要に応じて地域に働きかけを行っていくことが必要である。

さらに、介護保険制度改正における生活支援体制整備事業では、日常生活圏域に生活支援コーディネーターを置くことや協議体を設置し、地域の課題を共有し地域に不足するサービスの創出、担い手の養成、サービス提供主体間の連携体制づくり等が求められていることから、行政や事業の委託を受けている社協については、そうした場を活用し、住民の声に向き合っていくことも必要である。

他にも、住民に近い人達であるからこそ、拾えるニーズは多くあることから地域の活動者が、住民の声を受け止めるアンテナを張りながら活動をしていくことも必要である。地域の活動者に期待される具体的な役割については下表のとおりである。

<各活動者の具体的役割とメリット>

活動者	具体的役割	活動を行うことでのメリット
自治会・町内会長	自治会の代表者として、多くの住民と対話し、住民がどんなことを望んでいるのか、どんなことに不安を感じているか等の情報を集めると同時に地域住民の声を拾うための機会や仕組み（自治会福祉部等）を作る。 また民生委員・児童委員、福祉員、老人クラブ員等とも相談、連携できる関係を築く。	民生委員・児童委員、福祉員、老人クラブ員等、地域の活動者とのつながりができると同時に、自治会・町内会内の住民の様子を把握することができる。

民生委員・児童委員 福祉員	住民の側に立った身近な相談・支援者として見守り活動をはじめとする日々の活動の中から、地域課題や住民のニーズを把握する。 そのために、高齢者等の見守り対象者に対する見守りだけでなく、地域の行事や集会等、積極的に地域に出て、自分を知ってもらうとともに、地域の人々をつながりを作ることで、より多くの人から情報が入ってくるようにする。また、そこで上がってきた地域課題や住民のニーズは適切な機関や人につなぐ。	地域に積極的に出ていくことで、地域の人を知ることができ、民生委員・児童委員・福祉員としての自分や活動を知ってもらうことができる、地域の人とのつながりができる。
老人クラブ員	友愛活動等を通じて、住民の困りごとやニーズをしっかりと拾う。また自分達だけでそれを完結するのではなく、それをクラブ活動や自治会活動につなげる。	地域の人を知ることができ、老人クラブの会員加入にもつながる。

<地域包括支援センターの具体的役割>

機関	具体的役割
地域包括支援センター	個別の相談から上がってくるニーズを整理し、個人の課題が地域の課題となっていることが考えられるようであれば、市町社協と連携をしながら、地域住民で集まって地域課題について考える機会を設ける等、ニーズを活動につなげていく。

地域課題やニーズの把握と同時に、それを地域活動につなげていくための住民同士で話をする「場（拠点）」の充実が必要であると考えます。

何もないところから、活動が生まれることはなく、そうした地域住民が集まる場で、地域のことについて話をするのがきっかけとなることもある。つまり、普段からのつながりの場からサービスは生まれるので、普段からつながりを持てるような場づくりを積極的に推進していく必要がある。小地域エリアに地域住民が気軽に集まれる場所があるだろうか。

「場づくり」を行うために、市町社協として具体的には以下のようなサポートが考えられる。

- ・自治会集会等を活用し、地域住民が自分達の地域について考えるきっかけを作る。
- ・サロンを運営している地域であれば、それを活用して地域の人が集う場とする。

自治会集会等であれば多くの自治会が実施していると思われる。そうした既存の活動を活用することで、地域住民にとっても無理なく実施することができる。

(2) サービス立ち上げのため仕組みづくりを支援する。

地域の共通課題を解決する一つの方法として、有償助け合いサービスに興味を持ってもらい立ち上げを検討する場合、地域住民だけで立ち上げまでもっていくことは困難なところも予想される。その際には、市町社協はサービス立ち上げに必要なアイデアやノウハウを提供する等、適宜サポートをしていくことが必要である。しかしながらあくまでも住民が主体となってやっていく視点を忘れてはならない。

なぜなら、このサービスは、単なる安上がりの家事代行ではなくて、地域社会とのつながりを維持、再構築することで、サービスを必要としている人の社会的孤立を防ぐだけでなく、生きる意欲も引き出し、「誰もが安心して暮らし続けることの出来る地域」をつくっていくことを目的としているからである。

その部分を住民と共有できていなければ、立ち上がったとしても、上手く機能しない恐れがある。

そうならないためにも、地域課題の把握や共有等、そこからのサービス開始まで住民だけで行うことが難しい場合、社協は積極的に関わっていく必要がある。

具体的には以下のようなサポートが考えられる。

- ・地域の課題に対して住民が主体となって解決する方法としてどのようなものがあるのか地域住民が考えることのできる機会の提供を行う。
※住民同士の助け合い活動は必ずしも有償助け合いサービスが全てではないため、住民の希望や地域の状況に応じて、住民が考えられるようにする。
- ・有償助け合いサービス立ち上げに興味を持った住民に対し、サービスについて知ってもらうための講座を実施する。
※場合によっては地域に出向いて、講座を実施することも必要である。
- ・実際に立ち上げたいという気持ちがあるところに、活動のノウハウを伝える。
- ・地域におけるリーダー的な人に目をつけておく。
※後に、サービス立ち上げ等を行う場合に、リーダーやスタッフとなってくれる人がいないかどうか、活動を行う上でのキーパーソンを把握しておく。
- ・サービスの立ち上げにあたり、資金等を必要とする場合、助成を行ったり、共同募金の積極的な活用をすすめる。
- ・実際の活動がイメージしやすいように、県内・県外の先駆的な事例を集め、紹介をする。

社協による助成の例（岩国市社会福祉協議会）

岩国市社会福祉協議会は高齢者生きがいボランティアグループとの名称で、岩国地域に住所を有する65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に、様々な困りごとに対して、軽度生活支援（介護保険ヘルパーでできないものなど）を行い、高齢者の自立支援を図る活動を行っている。概ね60歳以上の男女5名以上のグループに一回の活動につき500円を助成している。

※社協が助成を行う場合は、単に助成をするのではなくボランティアの基盤養成や高齢者の生きがいづくりの一助となるような、視点を持って実施することが大切である。

中山間地域（※）においては、県が地域の主体的な活動を支援するため、地域が解決を希望する課題について、地域の話し合いや具体的な計画づくり等に参画するコーディネーターやアドバイザーを地域に派遣している。そうした取り組みを活用することも効果的である。

名称	支援内容	派遣者
コーディネーター	年間を通じた総合的・継続的なサポートを行う。	地域づくりに関する豊富な知識や経験を有する者。
アドバイザー	個別課題に向けた地域の取り組みを支援。	多彩な分野で活躍している専門的な知見を有する者。 （例）大学教授等の学識経験者、研究機関の関係職員、地域づくりに取り組む民間の実践活動者、NPOのリーダー、専門機関の関係者。

<コーディネーター、アドバイザーに関する問い合わせ先>

①やまぐち中山間地域づくりサポートセンター

〒753-8502 山口市桜島3丁目2-1 TEL：083-928-3405

②山口県中山間地域づくり推進課

〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL：083-933-2549

参考 ※中山間地域とは <山口県中山間地域づくり推進課>

1 本県における中山間地域の区域（山口県中山間地域振興条例第2条）

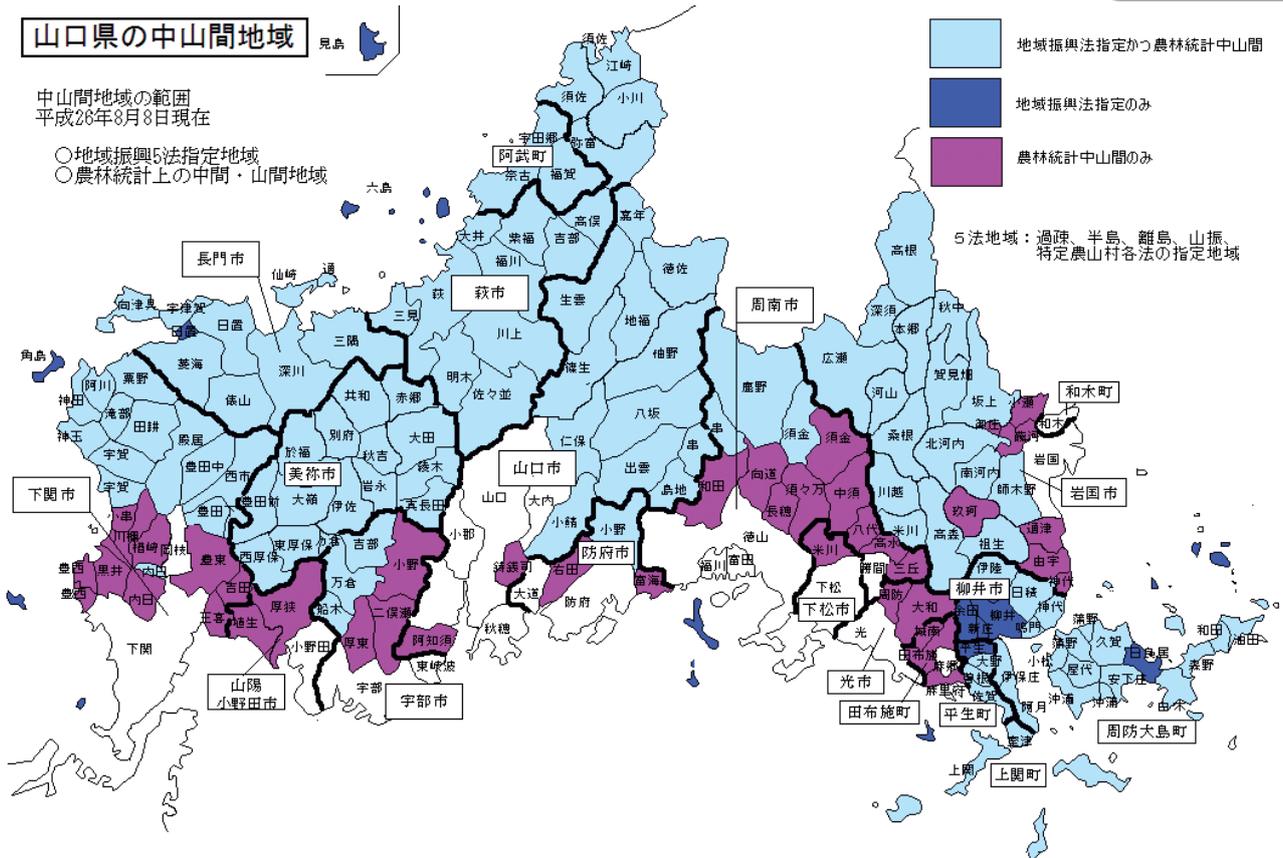
(1) 地域振興5法の適用地域

（過疎法、特定農山村法、山村振興法、半島振興法、離島振興法）

(2) 農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域

（昭和25年2月1日時点の旧市町村区分）

中山間地域等
[食料・農業・農村基本法第35条に規定]
山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域



区 分	市 町 名
市町域のうち、 全域 が中山間地域に該当する市町（8市町）	萩市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、阿武町
市町域のうち、 一部の区域 が中山間地域に該当する市町（10市町）	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市、田布施町

2 中山間地域の面積、人口

(1) 面積 …… 県土の約7割（4,243.78km²／県全体 6,112.30km²＝ 69.4%）

※「全国都道府県市区町村別面積調」国土交通省国土地理院（平成26年）

(2) 人口 …… 県人口の約4分の1が居住（355,582人／県全体1,408,938＝ 25.2%）

※人口移動統計調査（平成26年）、一部市町調べ

(3) 継続した活動が実施できるような支援を行う。

せっかく立ち上げたサービスであっても、すぐに終わってしまっただけでは、意味がない。そのためには、サービスの立ち上げだけではなく、立ち上げた後も継続的に支援をしていく必要があり、定期的に活動団体と連絡を取ったり、実際に出向いて様子を伺う等の社協側からの積極的な関わりが大切である。

また、「2016 住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」によると、現在直面している活動の課題のうち「組織運営」については、「担い手不足」が全体の30.2%、後継者不足が全体の7.2%を占める。担い手の確保と同時に担い手に対する支援も必要となってくる。

そのために、県社協、市町社協が県域又は市町域で実施をすることが求められるものは、以下のとおりである。

- ・担い手の質の向上のために、担い手に対する研修会を開催する。
- ・後継者やスタッフの育成を図るため、運営者に対する研修会を開催する。
- ・お互いの取組や活動等の情報交換及び課題等の共有とネットワークづくりのために、有償助け合いサービス実施団体同士の交流の機会を設ける。
- ・住民に対して、サービスの理解を深めるために、活動の紹介をする。
- ・サービス実施団体の困りごと（トラブル、事故等）に対して、窓口となってサポートをする。（保険の紹介等）

(4) まとめ

社協は様々な団体（地域住民組織、NPO、施設等）とネットワークを持っているという特性を生かして、物、情報、組織等のそれぞれの側面から支援をしていくことが必要であると同時に、以下に掲げる団体等と連携をとりながら、活動をしていくことが期待される。

< 関係機関・団体に期待される支援 >

主体	期待される支援
県	小地域での実施が困難な地域では、県の推進する中山間地域の支援にある、複数の集落が支え合う「新たな地域コミュニティ組織」等において、住民主体の助け合い活動の一つとして有償助け合いサービスの紹介をする。
市町	財源支援に加え、専門職によるアドバイスや情報提供といったようなソフト面の支援を行う。
共同募金会	住民が主体となって地域課題を解決する一方法としての有償助け合いサービスについての理解と活動財源確保のための助成を行う。
企業	有償助け合いサービスは有償ではあるが、ボランティアの性格の強いサービスであるため、その公益性に着目し、活動に対しての助成を行う。
老人クラブ	有償助け合いサービスの基盤が地域にあることから、その取組が円滑に進むように、広報における協力や、会合、行事等を通してサービスの理解を広める。また、仲間づくりを通して、生きがいや健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うという視点を持って、サービスの担い手や運営に積極的に関わる。
生活協同組合	有償助け合いサービスに既に取り組んでいる団体として、情報交換及び担い手研修会等の開催において協力をする。
施設 (社会福祉法人)	ニーズはありながらも担い手が少ないと予想される、サービス内容（配食等）について、協力をする。

4 参考資料

・提言書の作成経過

提言書の作成にあたっては、地域福祉推進委員会にて提言テーマの協議を行い、地域福祉課題提言部会にて現状把握や課題整理等を行い、取りまとめた。

◀ 地域福祉推進委員会及び地域福祉課題提言部会の協議経過 ▶

時 期	地域福祉推進委員会	地域福祉課題提言部会
H28. 8. 5 (金)		部会の設置 ・ 提言書と手引きの骨子について
H28. 8. 23 (火)	・ 提言テーマ及び部会の進め方について	
H28. 11. 7 (月)		・ 提言書案の協議 ・ 手引き案の協議
H28. 12. 19 (月)		・ 提言書案の協議 ・ 手引き案の協議 ・ リーフレット案の協議
H28. 12. 20 (火)	・ 提言部会の進捗状況について	
H29. 2. 13 (月)		・ 提言書案の協議 ・ 手引き案の協議 ・ リーフレット案の協議
H29. 3. 3 (金)	・ 提言書について	

《 地域福祉推進委員会 委員名簿 》

自 平成28年4月 1日

至 平成30年3月31日

	所 属 名	役 職 名	氏 名
委 員 長	九州大学大学院 人間環境学研究院	教授	高 野 和 良
副委員長	山口県自治会連合会	会長	岡 本 志 俊
委 員	美祢市社会福祉協議会	地域福祉課長	羽 根 一 孝
委 員	平生町社会福祉協議会	事務局長	木 本 潤
委 員	山口県立大学社会福祉学部	教授	草 平 武 志
委 員	山口商工会議所	専務理事	上 野 省 一
委 員	山口県労働者福祉協議会	専務理事	古 都 昇
委 員	山口県弁護士会	高齢者・障害 者権利擁護セ ンター委員	古 本 武 男
委 員	山口県医師会	常任理事	今 村 孝 子
委 員	山口県 社会福祉法人経営者協議会	副会長	内 田 芳 明
委 員	山口県民生委員児童委員協議会	会長	池 田 芳 晴
委 員	山口県老人クラブ連合会	会長	西 川 三代子
委 員	岩国地域ボランティア連絡会	代表	村 岡 恒 信
委 員	山口県共同募金会	常務理事兼 事務局長	藤 田 惠一郎
委 員	山口県健康福祉部厚政課	主幹	中 村 博 史
委 員	山口県教育庁義務教育課	主査	美 作 健 悟
委 員	生活協同組合コープやまぐち	理事長	岡 崎 悟
委 員	山口県農業協同組合中央会	総務経営部長	杉 村 茂 樹
委 員	山口県地域包括・在宅 介護支援センター協議会	理事	山 高 正 義

《 地域福祉課題提言部会 委員名簿 》

自 平成28年8月 5日

至 平成29年3月31日

	所 属 名	役 職 名	氏 名
部会長	九州大学大学院 人間環境学研究院	教授	高 野 和 良
副部会長	下関市立大学経済学部	教授	難 波 利 光
部会員	山口県総合企画部 中山間地域づくり推進課	主幹	柴 崎 泰
部会員	生活協同組合コープやまぐち	管理部長	荒 瀬 泰
部会員	むつみ元気支援隊	事務局長	堀 田 幸 子
部会員	宇部市大森自治会	自治会長	松 永 茂 夫
部会員	夜市地区安心生活応援隊	隊長	松 田 敏 彦
部会員	岩国市社会福祉協議会	地域福祉 コーディネーター	宗 正 奈穂美
部会員	山口県社会福祉協議会	事務局長	澤 村 有利生

《事務局》

山口県社会福祉協議会

地域福祉部長 大 倉 隆 雄

地域福祉班主任 光 安 信 介

地域福祉班主事 遠 藤 真由美

地域福祉班主事 末 永 あすな

共同募金配分金事業
山口県における地域福祉推進に向けた協働実践の提言
—有償助け合いサービスの普及に向けて—

発行日 平成29年（2017年）3月31日

発行 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

〒753-0072 山口市大手町9-6

TEL 083-924-2828

FAX 083-924-2847

<http://www.yamaguchikensyakyo.jp/>



この提言書は、赤い羽根共同募金の配分金により作成したものです。